

## キャリア支援企業表彰実施要領

### 1 趣旨

産業構造の変化、職業生涯の長期化等を背景に、労働者のキャリア形成が必要であり、また、企業の生産性の向上に寄与する人材力の強化を図る上でも、それぞれの企業等において、労働者の自律的なキャリア形成を支援していくことが重要である。

このため、他の模範となる多様なキャリア支援の取組を推進している企業等を表彰し、その理念や取組内容を広く国民に周知することにより、企業等の取組を促進することを目的とする。

### 2 表彰の名称

名称を「キャリア支援企業表彰」とする。その上で、広く周知することを目的として、一般向けの呼称を「グッドキャリア企業アワード」と定め、語尾に表彰実施年度を付する。

### 3 表彰の対象

#### (1) 大賞（厚生労働大臣表彰）

労働者の自律的なキャリア形成支援について特に他の模範となる取組を総合的かつ継続的に推進し、その成果が顕著である企業等

#### (2) イノベーション賞（職業能力開発局長表彰）

労働者の自律的なキャリア形成支援について、対象者、取組手法等を重点化した上で、今後のさらなるキャリア形成支援の展開が見込まれるなど、他の模範となる取組を推進し、その成果が認められる企業等

### 4 募集及び応募

募集は年1回、公募により行うものとする。

応募は、郵送又は電子申請によって、事務委託先団体において受け付ける。

### 5 審査及び決定の方法

(1) 事務委託先団体に設置する審査委員会において審査し、厚生労働大臣が決定する。

(2) 審査委員会は、外部有識者及び厚生労働省大臣官房審議官（職業能力開発担当）を審査委員として構成する。

(3) 表彰数は、毎年度原則、大賞を5件程度、イノベーション賞を5件程度とする。

### 6 その他

(1) 表彰に係る事務は、職業能力開発局キャリア形成支援課の管理の下、事務委託先団体が行う。

(2) 募集要項及び応募用紙は、厚生労働省ホームページに掲載する。

(3) 受賞企業には、毎年11月に表彰状の授与等を行うことを原則とするが、特に必要があると認めるときは、随時、別の方法をもって行うこととする。